

KOBE WOOD 補助金（施設木質化型）交付要綱

令和 8 年 4 月 1 日建設局長決定

（目的）

第 1 条 この要綱は、広葉樹の神戸市産材（以下「KOBE WOOD」という）による施設の木質化に関する経費について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成 27 年 3 月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金等の交付等に関して必要な事項を定める。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）KOBE WOOD

この要綱の「KOBE WOOD」については、神戸市内の森林管理や都市整備によって伐採・搬出された広葉樹（街路樹、庭園木、支障木含む。）とし、環境負荷をできる限り低減したもの。

（2）木質化

以下①、②、③のうちいずれかを満たすもの。

- ① 天井、床、壁、窓枠等、室内で面的に木材を利用すること。
- ② 外壁、塀、柵、ウッドデッキ等、施設の屋外で面的に木材を利用すること。
- ③ 共用部分に常設される机や椅子、書棚、受付カウンター、案内板、玩具、遊具等の木製品を利用すること。

（3）多くの利用が見込める施設

施設利用が年間 1,000 人以上。

（4）利用者が限られない場所

利用者が限定される場所でない不特定多数の利用がある場所。

（補助対象者）

第 3 条 補助対象者は、以下のいずれにも該当しないものとする。

- （1）市町村税を滞納している者
- （2）暴力団（神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成 23 年 3 月 29 日条例第 29 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）及び同条第 2 号、同条第 3 号に規定する暴力団員と関係がある者
- （3）代表者及びその所在地が明らかでない者
- （4）その他神戸市建設局長（以下「局長」という）が適当でないと認める者

（補助対象施設）

第 4 条 補助の対象となる施設は、①多くの利用が見込める施設、②利用者が限られない場所とし、以下のすべてを満たすこと。

- (1) KOBE WOOD による木質化の施工範囲が施設利用者の目に触れる場所であること。
- (2) KOBE WOOD による木質化を行う面積（見える部分の面積）が 10 m²以上、かつ KOBE WOOD 1 次製材品の使用量が 0.15 m³以上あること。
- (3) KOBE WOOD であることがわかる出荷証明書を提出すること。なお、その他の証明方法による場合は別途協議すること。
- (4) 事業実施後、5 年以上継続的に利用が見込まれる施設であること。
- (5) 事業実施年度の 3 月末日までに事業完了すること。

ただし、前項の規定にかかわらず、次に掲げる施設は、補助金の交付の対象としないものとする。

ア 国又は地方公共団体が建設、運営及び管理する施設

イ 専ら宗教活動や政治活動の用に供する施設

ウ 風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する風俗営業施設

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号から第 6 号までに規定する暴力団員が関与している施設

（補助対象経費）

第 5 条 補助対象経費は、KOBE WOOD を用いた木質化にかかる工事、木製品の購入、設置、運搬等に要する経費とする。

- 2 前項に規定する補助対象経費には消費税相当額は含まないものとする。

（補助金の額）

第 6 条 補助金の額は、1 補助対象施設当たり補助対象経費の 3 分の 1 以内とし、上限 200 万円、下限 30 万円とする。ただし、算定した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

- 2 局長は、前項の補助金について予算の範囲内で交付する。

（交付申請）

第 7 条 申請者は、補助金規則第 5 条第 1 項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を当該補助事業を実施しようとする場合は局長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書（様式第 1 号）
- (2) 事業計画書（様式第 12 号）
- (3) 補助事業に係る収支予算書又はこれに代わる書類

（交付の決定）

第 8 条 局長は、補助金規則第 6 条による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後 1 ヶ月以内に申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書（様式第 2 号）
- (2) その他局長が必要と認める書類

- 2 局長は、補助金規則第 6 条第 3 項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次

に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

- (1) 補助金等不交付決定通知書（様式第3号）
- (2) その他局長が必要と認める書類

（補助事業の変更等）

第9条 補助事業者は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書（様式第4号）を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、局長に提出しなければならない。

- 2 局長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めたときは、その旨を補助金交付決定変更通知書（様式第6号）又は補助事業中止（廃止）承認通知書（様式第7号）により、補助事業者には通知するものとする。

（実績報告書の提出）

第10条 補助事業者は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、速やかに局長までに提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書（様式第8号）
- (2) 実績報告書（様式第13号）

（交付額の確定）

第11条 局長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類により、速やかに補助事業者には通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書（様式第9号）
- (2) その他局長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第10号）を前条の確定通知を受理後15日以内に局長に提出しなければならない。

- 2 前項の請求があったときは、局長は速やかに補助金を補助事業者には支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第13条 局長は、補助金規則第19条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第11号）により当該補助事業者には通知するものとする。

- 2 局長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

（事業の普及啓発）

第14条 事業主体は、KOBE WOODの魅力を伝えるため、以下の普及啓発に取り組むこととする。

- (1) 事業で整備した施設において、可能な限り樹種名、地域名を記載した「「KOBE WOOD」の運用

に関する要綱」に定める「KOBE WOOD」シンボルマーク及びロゴを設置すること。

- (2) 「KOBE WOOD」シンボルマーク及びロゴの使用に際しては「「KOBE WOOD」シンボルマーク及びロゴの使用に関する要綱」を遵守すること。
- (3) 事業実施後に見学会やパンフレット、ホームページ、SNS等により、KOBE WOODを使用した木質化について広く周知すること。また、補助対象施設において、KOBE WOODの活用を看板やデジタルサイネージなどを用い、当該施設内で積極的にPRすること。
- (4) 整備した施設について、市が実施するホームページやパンフレット、SNS等での写真の公開、普及、啓発、広報活動に同意・協力すること。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は局長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。